

1 審査会の結論

四日市市長（以下「実施機関」という。）が、令和５年１１月９日付け広報第１２号－２で行った保有個人情報不開示決定（整理番号第６９号）は妥当ではなく、保有個人情報不開示決定を取り消せ。

2 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、審査請求人が個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）（以下「法」という。）に基づいて令和５年１１月１日付け受付で行った保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という）に対し、実施機関が令和５年１１月９日付けで行った保有個人情報不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）について、本件不開示決定の取り消しを求めるものである。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が審査請求書及び反論書で主張した内容で本件に関する主張の要旨は、以下のとおりである。

- (1) 様々な部署に関する意見を何度も伝えてきたにも関わらず記録がないのはおかしく、不適切な決定である。職員に伝えた提案箱の控えを私は持っている。（広報マーケティング課に関しては、不適切な対応が何度もある。）
- (2) 私（審査請求人）が「市政への提案箱」として意見を伝えてきたことに関して、インターネット上の専用フォームを利用していないため「市政への提案箱」とは見なさないとのことだが、私はそのフォームを使えないため、文章で意見を伝える際に「市政への提案箱として伝えたい」と伝えたはずである。
- (3) 地方自治法第１３条の２に「市町村は、別に法律の定めるところにより、その住民につき、住民たる地位に関する正確な記録を常に整備しておかなければならない。」とあり、正確な記録を残さないことはこれに反するのではないか。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書及び口頭による意見陳述で主張した内容の要旨は、以下のとお

りである。

(1)「市政への提案箱」とは、市民がインターネット上の専用フォームを利用し、市政への提案などを行うものである。

一方で、審査請求書に添付された「市民の声受付カード」のようなものは、「市政への提案箱」によらず受け付けた市民からの意見などの受け付け記録であり、当然、本件不開示決定にかかる開示請求の対象とはならない。

(2)審査請求人は、本件開示請求以外にも多くの開示請求をしており、その際、「市政への提案箱」と「市民の声受付カード」を区別しているので、両者の区別ができていたものと認識している。実際、審査請求人は令和４年度に市民の声受付カードの開示請求をしている。

(3)仮に市政への提案箱と市民の声受付カードを混同していたとしても、審査請求人が本件開示請求で求めている市民の声受付カードは令和５年１２月時点で開示をしている。

5 審査会の判断

(1)口頭意見陳述及び意見書の提出について

審査会の判断を示すに先立ち、本審査請求の審理の手続について言及する。

審査請求人は本審査請求の際、口頭意見陳述を希望したため、当審査会は、令和８年３月２４日付けの書面にて、令和８年４月２７日又は令和８年４月３０日を口頭意見陳述の期日の候補日とし、審査請求人に口頭意見陳述の期日の指定を求めた。また、口頭意見陳述の期日に出席できない場合には、令和８年４月２０日までに意見書の提出を求めた。しかしながら、審査請求人は口頭意見陳述の期日の指定をすることはなく、口頭意見陳述に代わる意見書の提出もなかった。

上記のとおり、当審査会は審査請求人に口頭意見陳述の機会を設けたが出席せず、また、意見書の提出も求めたが、期間内に提出がなかった。そのため、四日市市情報公開・個人情報保護審査会設置条例第９条の意見陳述の機会を設け、また、同条例第１０条の意見書の提出の機会を設けたが、いずれにも審査請求人が応じなかったため、当審査会は審査請求人がこれまでに提出した書面の主張を踏まえ、審理を行った。

(2)基本的な考え方

法の目的は、市民の知る権利を尊重し、個人情報の開示を適正に請求する権利

につき定めること等により、市民による参加の下、市民と市との協働により、公正で民主的な市政を実現するというものである。

したがって、当審査会における具体的事案の審理に際しては、法の趣旨を尊重し、法を厳正に解釈して、審議するものである。そして、当審査会は、請求人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、次のとおり判断する。

(3) 本件開示対象文書について

本件開示請求は、審査請求人が「市政への提案箱」としてさまざまな部署に意見を伝えたことについて、広報マーケティング課が各部署に伝えたことが分かる記録及び各部署が広報マーケティング課に回答した記録を求めているところ、実施機関は、審査請求人から「市政への提案箱」として意見が出てきていないことから本件不開示決定としたものである。

四日市市では、市民からの意見を聞く制度として、インターネットを利用した「市政への提案箱」と電話等を利用した「市民の声受付カード」があり、両者は異なる制度であるが、いずれも市民からの意見を聞く制度であるという点においては共通する。また、「市政への提案箱」と「市民の声受付カード」は、市民からすれば名称が類似しており、両者の制度を混同することもやむを得ないと思われるところである。

そこで、本件のように「市政への提案箱」としては該当する保有個人情報はなく、「市民の声受付カード」であれば該当する保有個人情報がある場合には、実施機関は開示請求をしようとする者から請求の趣旨等を十分に聴き取り、開示請求に係る保有個人情報の特定を行うべきである（四日市市保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する事務取扱要領第3の2（2）イ）。

本件開示請求について、実施機関は審査請求人に対し開示対象文書がインターネット上の専用フォームを利用した「市政への提案箱」なのか電話等で意見を伝えた際に作成する「市民の声受付カード」なのかの確認もなく、本件不開示決定を行っているが、名称の類似性や制度の類似性から、少なくとも本件においては、実施機関は審査請求人に開示対象文書の確認を行うべきであった。しかしながら、実施機関は開示請求に係る保有個人情報の特定作業を怠っており、開示手続としては不十分であったと言わざるを得ない。

したがって、本件不開示決定は取り消されるべきであり、実施機関は改めて、開示請求に係る保有個人情報の特定作業を行い、開示又は不開示決定をすべきで

ある。

以上のことから、「1 審査会の結論」のように判断する。

6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 6 年 3 月 2 7 日	・ 諮問書受理
令和 7 年 1 1 月 4 日	・ 審議（令和 7 年度第 6 回審査会合議体）
令和 8 年 2 月 2 7 日	・ 審議（令和 7 年度第 9 回審査会合議体）
令和 8 年 3 月 1 7 日	・ 実施機関の口頭による意見陳述及び審議（令和 7 年度第 1 0 回審査会合議体）
令和 8 年 4 月 3 0 日	・ 審議（令和 8 年度第 1 回審査会合議体）
令和 8 年 6 月 3 日	・ 審議（令和 8 年度第 2 回審査会合議体）
令和 8 年 7 月 1 0 日	・ 審議（令和 8 年度第 3 回審査会合議体）
令和 8 年 9 月 2 5 日	・ 答申

経緯（参考）

令和 5 年 1 1 月 1 日 保有個人情報開示請求

令和 5 年 1 1 月 9 日 保有個人情報不開示決定

令和 5 年 1 2 月 7 日 審査請求

令和 6 年 1 月 2 4 日 弁明書

令和 6 年 2 月 1 5 日 反論書